

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、中小企業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の安定と振興に資することを目的とする。

(中小企業者)

第 2 この要綱の第 8 から第 11 までの対象となる「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「保険法」という。）第 2 条第 1 項に該当する者をいう。

(資金措置)

第 3 愛知県（以下「県」という。）は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約により取扱金融機関に預託する。

(取扱金融機関)

第 4 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資の種類)

第 5 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) サポート資金
- (2) パワーアップ資金
- (3) 創業等支援資金
- (4) 再生・事業承継支援資金

(融資枠)

第 6 取扱金融機関は、預託された県資金に対し、累計 1.7 倍の額を目処（以下「融資枠」という。）として融資を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第 7 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 34 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(サポート資金)

第 8 サポート資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア セーフティネット

保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までに規定する特定中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けていること。

イ 経営あんしん

(ア) (売上減少) 申込み時点における最近 3 か月間の月平均売上高（建設業にあつては、完成工事高。以下同じ。）が前年同期の月平均売上高に比べて 10 パーセント以上減少していること、又は最近 3 か月間の月平均売上高が 2 年前若しくは 3 年前の同期の月平均売上高に比べて 10 パーセント以上減少し、かつ、前年同期の月平均売上高に比べて 5 パーセント以上減少していること。（ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに受け付けた者については、申込み時点における最近 3 か月間の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比べて 3 パーセント以上減少していることとする。）

(イ) (関連倒産防止) 別に定めるところにより、県が認定した倒産事業者（以下「認定倒産事業者」という。）に対して 50 万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権

若しくは前渡金返還請求権を有していること、又は全取引額のうち認定倒産事業者との取引が 20 パーセント以上であること。

ウ 経済対策特別

経済環境の急激な変化等の要因により、申込み時点における最近 3 か月間の月平均売上高総利益額が、前年同期又は 2 年前同期の月平均売上高総利益額に比べて 3 パーセント以上減少していること。

エ 条件変更改善

返済条件の緩和を行っている信用保証協会の保証付き既往借入金を借り換え、かつ金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

オ 短期

流動比率又は当座比率が 100 パーセント以下である等、一時的な資金不足が生じていること。

カ 大規模危機対応

保険法第 2 条第 6 項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けていること。

キ 経営改善等支援

以下(ア)から(ウ)までのいずれかの認定を受け（保険法第 3 条の 3 の規程による特別小口保険に係る保証を除く。）、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者

(ア) 保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）

(イ) 保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定（売上高等減少率が 15 パーセント以上のものに限る。）

(ウ) 保険法第 2 条第 6 項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成 29 年 10 月 25 日付け 20171023 中庁第 1 号）を適用しないものとする。）

(2) 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「保険法施行令」という。）第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業を営んでいること。

(3) 県内で事業を適法に営んでいること。

(4) ア 前第 1 号ア（セーフティネット）、カ（大規模危機対応）及びキ（経営改善等支援）に該当する場合
税の滞納がないこと、又は税の早期完納が見込まれること。

イ 前第 1 号イ（経営あんしん）からオ（短期）までに該当する場合
税の滞納がないこと。

(5) 愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証対象資格があること。

2 サポート資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途

ア 前項第 1 号ア（セーフティネット）、ウ（経済対策特別）、カ（大規模危機対応）及びキ（経営改善等支援）に該当する場合

経営の安定に必要な事業上の設備資金及び運転資金

イ 前項第 1 号イ（経営あんしん）及びオ（短期）に該当する場合

経営の安定に必要な事業上の運転資金

ウ 前項第 1 号エ（条件変更改善）に該当する場合

事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金。この場合において、保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金（以下「新規資金」という。）を含めることができる。

(2) 金 額

- ア 前項第1号ア（セーフティネット）に該当する場合 8,000万円以内
- イ 前項第1号イ（経営あんしん）に該当する場合 8,000万円以内
- ウ 前項第1号ウ（経済対策特別）に該当する場合 1億円以内
- エ 前項第1号エ（条件変更改善）に該当する場合 2億8,000万円以内
- オ 前項第1号オ（短期）に該当する場合 3,000万円以内
- カ 前項第1号カ（大規模危機対応）に該当する場合 8,000万円以内
- キ 前項第1号キ（経営改善等支援）に該当する場合 4,000万円以内

(3) 期間及び利率

ア 前項第1号ア（セーフティネット）に該当するもののうち、保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に規定する特定中小企業者が融資対象の場合

設備資金	3年以内	年1.2パーセント
	5年以内	年1.3パーセント
	7年以内	年1.4パーセント
	10年以内	年1.5パーセント
運転資金	3年以内	年1.2パーセント
	5年以内	年1.3パーセント
	7年以内	年1.4パーセント
	10年以内	年1.5パーセント

イ 前項第1号ア（セーフティネット）に該当するもののうち、保険法第2条第5項第1号、第2号、第3号、第4号又は第6号に規定する特定中小企業者が融資対象の場合

設備資金	3年以内	年1.1パーセント
	5年以内	年1.2パーセント
	7年以内	年1.3パーセント
	10年以内	年1.4パーセント
運転資金	3年以内	年1.1パーセント
	5年以内	年1.2パーセント
	7年以内	年1.3パーセント
	10年以内	年1.4パーセント

ウ 前項第1号イ（経営あんしん）に該当する場合

運転資金	3年以内	年1.2パーセント
	5年以内	年1.3パーセント
	7年以内	年1.4パーセント

エ 前項第1号ウ（経済対策特別）に該当する場合

設備資金	3年以内	年1.2パーセント
	5年以内	年1.3パーセント
	7年以内	年1.4パーセント
	10年以内	年1.5パーセント
運転資金	3年以内	年1.2パーセント
	5年以内	年1.3パーセント
	7年以内	年1.4パーセント
	10年以内	年1.5パーセント

オ 前項第1号エ（条件変更改善）に該当する場合

設備資金	}	10年以内	年1.5パーセント
		13年以内	年1.6パーセント
		15年以内	年1.7パーセント
運転資金	}	10年以内	年1.5パーセント
		13年以内	年1.6パーセント
		15年以内	年1.7パーセント

カ 前項第1号オ（短期）に該当する場合

運転資金 1年以内 金融機関所定（固定）

キ 前項第1号カ（大規模危機対応）に該当する場合

設備資金	}	3年以内	年1.1パーセント
		5年以内	年1.2パーセント
		7年以内	年1.3パーセント
		10年以内	年1.4パーセント
運転資金	}	3年以内	年1.1パーセント
		5年以内	年1.2パーセント
		7年以内	年1.3パーセント
		10年以内	年1.4パーセント

ク 前項第1号キ（経営改善等支援）に該当する場合

金融機関所定（固定）とする。ただし、期間の区分に応じて次のとおりとする。

運転資金及び設備資金	}	3年以内	年1.1パーセント以内
		5年以内	年1.2パーセント以内
		7年以内	年1.3パーセント以内
		10年以内	年1.4パーセント以内

- (4) 貸付方法 証書貸付。ただし、期間1年以内については、手形貸付、証書貸付、手形割引又は電子記録債権割引。
- (5) 返済方法 据置1年以内の分割返済。ただし、期間1年以内については、分割返済又は一時返済。また、前項第1号エ（条件変更改善）に該当する場合において、前第1号ウに規定する新規資金を含む場合又は前項第1号カ（大規模危機対応）に該当する場合は、据置2年以内の分割返済。前項第1号キ（経営改善等支援）に該当する場合は、据置5年以内の分割返済。
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、前項第1号キ（経営改善等支援）における経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書により、以下のア及びイを満たすことについて確認を行った上で、法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。
- ア 直近の決算書が資産超過であること
- イ 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない
- (8) 信用保証 原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。なお、前項第1号エ（条件変更改善）に該当する場合は、国の全国統一制度である条件変更改善型借換保証を適用するものとする。前項第1号キ（経営改善等支援）に該当する場合は、国の全国統一制度である伴走支援型特別保証を適用するものとする。また、前項第1号キ（経営改

善等支援)における経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率に0.2パーセントを上乗せする。

- (9) 信用保証料の補助 前項第1号キ(経営改善等支援)に該当する場合は、国が当初の契約時の信用保証料のうち、0.2パーセントを除く部分を負担する。

(パワーアップ資金)

第9 パワーアップ資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア (貿易振興・海外展開) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。

- (ア) 製造業(物品の加工、修理業を含む。)又は卸売業に属する事業を営み、次のいずれかに該当すること。

a 輸出品の製造若しくは加工(見込生産を含む。)若しくは集荷を行うこと。

b 製品の輸入若しくは原材料の輸入を行うこと。

- (イ) 別に定める海外展開に係る事業を行い、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者であること。ただし、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く。

イ (経営革新計画) 中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小企業者であること。

ウ (経営力強化) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者であること。

エ (ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。

- (ア) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図る中小企業者であること。

- (イ) 県が、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援するため実施している「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている中小企業者であること。

オ (あいち女性輝きカンパニー) 県から、女性の活躍促進に向けた取組を積極的に推進する企業として「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けている中小企業者であること。

カ (環境・省エネ) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。

- (ア) 別に定める環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者であること。

- (イ) 別に定める公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者であること。

- (ウ) 現在地で公害を防止することが困難なため工場等を移転し、移転先(県内に限る。)で(イ)の措置を講ずる中小企業者であること。

キ (商店街) 県が、商店街の活性化につながる成功事例創出のために実施している「活性化モデル商店街」の指定を受けている中小企業者又は別に定める中小企業者であること。

ク (観光) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。

- (ア) 観光振興事業計画書を作成し、別に定める観光客受入施設を整備拡充する中小企業者であること。

- (イ) 観光振興事業計画書を作成し、国内外から観光客の誘致のためのイベント・キャンペーンやみやげ品の開発を行う中小企業者であること。

ケ (防災) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。

- (ア) 防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者であること。

- (イ) 「事業継続計画(BCP)」((ウ)に掲げる計画を除く)の策定及びその実施に必要な設備の導入、改善等を行う中小企業者であること。

- (ウ) 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者

コ (健康経営) 県から、従業員の健康を重要な経営資源として捉え積極的に従業員の健康保持・増進を

目指す「愛知県健康経営推進企業」の認証を受けている中小企業者であること。

サ (補助金つなぎ) 国(独立行政法人等を含む。)、地方自治体又は公益財団法人あいち産業振興機構から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者であること。

シ (企業立地・地域未来投資) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。

(ア) 県内の工場適地等に工場等を立地する中小企業者であり、製造業、物流業(道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る。)、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を営んでいること。

(イ) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第13条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小企業者であること。

ス (設備投資促進枠) 機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等を行う中小企業者であること。

セ (クラウドファンディング活用促進枠) 新たな取組に挑戦し、そのために必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達する中小企業者であること。

ソ (金融機関提案型) 別に定める中小企業者であること。

(2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。

(3) 前第1号イ(経営革新計画)及びセ(クラウドファンディング活用促進枠)に該当する場合には、新たな事業が保険法施行令第1条第1項に規定する業種であること。

(4) 許認可等を必要とする事業については、原則として許認可を受けていること。

(5) 県内で事業を適法に営んでいること(ただし、前第1号シ(企業立地・地域未来投資)の場合は、事業を適法に営んでいることとする)。

(6) 税の滞納がないこと。

(7) 協会の信用保証対象資格があること。

2 パワーアップ資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途

ア (ア) 前項第1号ア(貿易振興・海外展開)(ア)に該当する場合は、輸出品の製造、加工、集荷又は輸入に必要な運転資金

(イ) 前項第1号ア(貿易振興・海外展開)(イ)に該当する場合は、海外展開に必要な事業上の設備資金及び運転資金

イ 前項第1号イ(経営革新計画)に該当する場合

中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた経営革新計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

ウ 前項第1号ウ(経営力強化)に該当する場合

事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

エ (ア) 前項第1号エ(ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)(ア)に該当する場合は、別に定めるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のために必要な設備資金及び運転資金

(イ) 前項第1号エ(ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)(イ)に該当する場合は、事業上の設備資金及び運転資金

オ 前項第1号オ(あいち女性輝きカンパニー)に該当する場合

事業上の設備資金及び運転資金

カ (ア) 前項第1号カ(環境・省エネ)(ア)に該当する場合は、環境負荷低減設備を導入するために必要な設備資金及び運転資金

(イ) 前項第1号カ(環境・省エネ)(イ)に該当する場合は、公害を防止するために必要な設備資金

(ただし、第13第1項の認定前に工事着手等をした経費を除く。)

(ウ) 前項第1号カ(環境・省エネ)(ウ)に該当する場合は、工場等に移転し、移転先で公害を防止するために必要な設備資金(ただし、第13第1項の認定前に工事着手等をした経費を除く。)

キ 前項第1号キ(商店街)に該当する場合

事業上の設備資金及び運転資金

ク (ア) 前項第1号ク(観光)(ア)に該当する場合は、国内外から観光客の誘致のため、受入施設を整備拡充する事業を行うために必要な設備資金及び運転資金

(イ) 前項第1号ク(観光)(イ)に該当する場合は、国内外から観光客の誘致のためのイベント・キャンペーンやみやげ品の開発等を行うために必要な設備資金及び運転資金

ケ 前項第1号ケ(防災)に該当する場合

別に定める総合防災対策に必要な設備資金及び運転資金

コ 前項第1号コ(健康経営)に該当する場合

事業上の設備資金及び運転資金

サ 前項第1号サ(補助金つなぎ)に該当する場合

交付決定を受けた補助金のつなぎ資金として必要な設備資金及び運転資金

シ (ア) 前項第1号シ(企業立地・地域未来投資)(ア)に該当する場合は、工場等の立地に必要な設備資金及び運転資金

(イ) 前項第1号シ(企業立地・地域未来投資)(イ)に該当する場合は、地域未来投資促進法第13条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

ス 前項第1号ス(設備投資促進枠)に該当する場合

機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等に必要な設備資金

セ 前項第1号セ(クラウドファンディング活用促進枠)に該当する場合

クラウドファンディングを活用した新たな取組に必要な設備資金及び運転資金

ソ 前項第1号ソ(金融機関提案型)に該当する場合

別に定める設備資金及び運転資金

(2) 金額

ア 前項第1号ア(貿易振興・海外展開)(ア)に該当する場合 1,500万円以内、(イ)に該当する場合 1億5,000万円以内

イ 前項第1号イ(経営革新計画)からコ(健康経営)までに該当する場合 1億5,000万円以内

ウ 前項第1号サ(補助金つなぎ)に該当する場合 交付決定額以内

エ 前項第1号シ(企業立地・地域未来投資)に該当する場合 2億円以内

オ 前項第1号ス(設備投資促進枠)に該当する場合 1億5,000万円以内

カ 前項第1号セ(クラウドファンディング活用促進枠)に該当する場合 1億5,000万円以内

キ 前項第1号ソ(金融機関提案型)に該当する場合 別に定める金額

(3) 期間及び利率

金融機関所定(固定)とする。ただし、期間の区分に応じて次のとおりとする。

ア 前項第1号ア(貿易振興・海外展開)(ア)に該当する場合

運転資金 1年以内 年0.9パーセント以内

イ 前項第1号ア(貿易振興・海外展開)(イ)、イ(経営革新計画)、エ(ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)からク(観光)まで、ケ(防災)(ア)及び(イ)、コ(健康経営)並びにセ(クラウドファンディング活用促進枠)に該当する場合

設備資金	}	5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内
		10年以内	年1.3パーセント以内
運転資金	}	5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内

ウ 前項第1号ウ（経営力強化）に該当する場合

設備資金	}	5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内
運転資金		5年以内	年1.1パーセント以内

ただし、協会の信用保証付の既往借入金を借り換える場合は、次のとおりとする。

設備資金	}	5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内
		10年以内	年1.3パーセント以内
運転資金			

エ 前項第1号ケ（防災）(ウ)に該当する場合

設備資金	}	5年以内	年1.0パーセント以内
		7年以内	年1.1パーセント以内
		10年以内	年1.2パーセント以内
運転資金	}	5年以内	年1.0パーセント以内
		7年以内	年1.1パーセント以内

オ 前項第1号サ（補助金つなぎ）に該当する場合

設備資金	}	2年以内	年0.8パーセント以内
運転資金			

カ 前項第1号シ（企業立地・地域未来投資）に該当する場合

設備資金	}	3年以内	年1.0パーセント以内
		5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内
		10年以内	年1.3パーセント以内
		15年以内	年1.5パーセント以内
運転資金	}	3年以内	年1.0パーセント以内
		5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内

キ 前項第1号ス（設備投資促進枠）に該当する場合

設備資金	}	5年以内	年1.0パーセント以内
		7年以内	年1.1パーセント以内
		10年以内	年1.2パーセント以内

ク 前項第1号ソ（金融機関提案型）に該当する場合

別に定める期間及び利率

(4) 貸付方法

ア 前項第1号ア（貿易振興・海外展開）(ア)に該当する場合

手形貸付

イ 前項第1号ア（貿易振興・海外展開）(イ)からコ（健康経営）まで及びシ（企業立地・地域未来投資）

からソ（金融機関提案型）までに該当する場合

証書貸付

ウ 前項第1号サ（補助金つなぎ）に該当する場合

手形貸付又は証書貸付

(5) 返済方法

ア 前項第1号ア（貿易振興・海外展開）(ア)及びサ（補助金つなぎ）に該当する場合
一時返済

イ 前項第1号ア（貿易振興・海外展開）(イ)からコ（健康経営）まで及びシ（企業立地・地域未来投資）
からソ（金融機関提案型）までに該当する場合
据置1年以内の分割返済

(6) 担保原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

なお、前項第1号ウ（経営力強化）に該当する場合は、国の全国統一制度である経営力強化保証を適用するものとし、前項第1号ソ（金融機関提案型）に該当する場合は、取扱金融機関ごとに定める。

（創業等支援資金）

第10 創業等支援資金の融資対象は、次に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項第1号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6か月以内）に新たに個人で又は2か月以内（産業競争力強化法第2条第24項第3号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有していること。

イ 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有していること。

ウ 事業を営んでいない個人が、個人又は会社で県内において事業を開始し、その事業を開始した日以後5年を経過していないこと。

エ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であつて、県内においてその事業を開始した日以後5年を経過していないこと。

オ 同号アまたはウに該当し、かつ過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有することまたは過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

カ 同号アからオまでのいずれかに該当し、別に定める県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者

(2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。

(3) 前1号アからエまでの個人若しくは会社又は前1号ア及びイの新たに設立される会社が、保険法第2条第1項及び中小企業等経営強化法第2条第1項又は産業競争力強化法第2条第17項に規定する資本の額、出資の総額又は従業員数を充足すること。

(4) 許認可等を必要とする事業については、原則として許認可を受けていること。

(5) 税の滞納がないこと。

(6) 協会の信用保証対象資格があること。

2 創業等支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途 開業及び開業後の事業を行うために必要な設備資金及び運転資金（ただし、新会社設立のための株式取得資金（資本金又は出資金）は対象としない。）

(2) 金額 3,500万円以内

ただし、新たに開業しようとする場合（前項第1号アに該当する場合）で2,000万円を超過する金額については、自己資金と同額を限度とする。

また、適用する保証制度（創業関連、創業等関連）の上限を超えることは出来ない。

(3) 期間及び利率

ア 前項第1号アからオまでに該当する場合

設備資金	{	3年以内	年0.8パーセント
		5年以内	年0.9パーセント
		7年以内	年1.0パーセント
		10年以内	年1.1パーセント
運転資金	{	3年以内	年0.8パーセント
		5年以内	年0.9パーセント
		7年以内	年1.0パーセント

イ 前項第1号カに該当する場合

設備資金	{	3年以内	年0.5パーセント
		5年以内	年0.6パーセント
		7年以内	年0.7パーセント
		10年以内	年0.8パーセント
運転資金	{	3年以内	年0.5パーセント
		5年以内	年0.6パーセント
		7年以内	年0.7パーセント

(4) 貸付方法 証書貸付

(5) 返済方法 設備資金の3年以内は据置1年以内の分割返済。設備資金の5年以内、7年以内は据置2年以内の分割返済。設備資金の10年以内は据置3年以内の分割返済。運転資金は据置1年以内の分割返済。

(6) 担保 要しない。

(7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証 協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

3 創業等支援資金の融資対象者であって、協会と株式会社日本政策金融公庫との連携により、協調融資の決定に至った場合においては、創業等支援資金（協調推進枠）として整理することとする。

4 創業等支援資金の融資対象者であって、創業に必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達した場合においては、創業等支援資金（クラウドファンディング活用促進枠）として整理することとする。

（再生・事業承継支援資金）

第11 再生・事業承継支援資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。ただし、第1号イ（事業承継）(ウ)及び(エ)に該当する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「中小企業経営承継円滑化法」という。）第12条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人も融資対象とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 再生（経営改善サポート）

(ア)（通常型）産業競争力強化法第2条第17項に規定する中小企業者であり、別に定める計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

(イ)（感染症対応型）新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、事業再生に取り組む産業競争力強化法第2条第17項に規定する中小企業者であり、別に定める計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計

画の実行及び進捗の報告を行うこと。

イ 事業承継

- (ア) 事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。
- (イ) 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。
- (ウ) 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けていること。
- (エ) 同号イ事業承継(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、あいち事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けた者。
- (オ) 事業承継の段階における資金調達にあたり、経営者を含めて保証人を不要とする取扱いを希望する者のうち別に定める申込人資格要件に該当する者。

- (2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。
- (3) 県内で事業を適法に営んでいること。ただし、第1号イ(事業承継)(ウ)及び(エ)において、知事の認定を受けた事業を営んでいない個人にあっては、この限りではない。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 再生・事業承継支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途

- ア 前項第1号ア(再生)に該当する場合
別に定める計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
- イ 前項第1号イ(事業承継)(ア)、(イ)及び(エ)に該当する場合
事業承継に関する設備資金及び運転資金
- ウ 前項第1号イ(事業承継)(ウ)及び(エ)に該当する場合
中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けた計画に従い経営の承継の円滑化に必要な設備資金及び運転資金
- エ 前項第1号イ(事業承継)(オ)に該当する場合
事業承継に関する設備資金及び運転資金
ただし、事業承継前においては、保証人(個人に限る。)を提供していない既往借入金の返済資金以外が対象となり、事業承継後においては、事業承継前における保証人(個人に限る。)を提供している既往借入金の返済資金が対象となる。

(2) 金額

2億8,000万円以内

(3) 期間及び利率

- ア 前項第1号ア(再生)に該当する場合
運転資金及び設備資金 $\left\{ \begin{array}{l} 10年以内 年1.5パーセント \\ 13年以内 年1.6パーセント \\ 15年以内 年1.7パーセント \end{array} \right.$
- イ 前項第1号イ(事業承継)(ア)、(イ)及び(ウ)に該当する場合
金融機関所定(固定)とする。ただし、期間の区分に応じて次のとおりとする。
設備資金 $\left\{ \begin{array}{l} 3年以内 年1.2パーセント以内 \\ 5年以内 年1.3パーセント以内 \\ 7年以内 年1.4パーセント以内 \\ 10年以内 年1.5パーセント以内 \end{array} \right.$

運転資金	}	3年以内	年1.2パーセント以内
		5年以内	年1.3パーセント以内
		7年以内	年1.4パーセント以内

ウ 前項第1号イ（事業承継）(エ)及び(オ)に該当する場合

金融機関所定（固定）とする。ただし、期間の区分に応じて次のとおりとする。

設備資金	}	3年以内	年1.0パーセント以内
		5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内
		10年以内	年1.3パーセント以内
運転資金	}	3年以内	年1.0パーセント以内
		5年以内	年1.1パーセント以内
		7年以内	年1.2パーセント以内

(4) 貸付方法 証書貸付

(5) 返済方法 据置1年以内の分割返済。前項第1号ア(イ)（経営改善サポート感染症対応型）に該当する場合は、据置5年以内の分割返済。

(6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、前項第1号ア(イ)（経営改善サポート感染症対応型）における経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書により、以下のア及びイを満たすことについて確認を行った上で、法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。

ア 直近の決算書が資産超過であること

イ 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない

また、前項第1号イ（事業承継）(ウ)及び(エ)のうち中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者又は事業を営んでいない個人を融資対象とする場合は、原則として認定中小企業者以外の連帯保証は要しない。前項第1号イ（事業承継）(オ)に該当する場合は、連帯保証を要しない。

(8) 信用保証

ア 前項第1号ア（再生）に該当する場合

協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証を適用するものとする。また、前項第1号ア(イ)（経営改善サポート感染症対応型）における経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率に0.2パーセントを上乗せする。

イ 前項第1号イ（事業承継）に該当する場合

原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。なお、前項第1号イ(オ)に該当する場合は、国の全国統一制度である事業承継特別保証を適用するものとする。

(9) 信用保証料の補助 前項第1号ア(イ)（経営改善サポート感染症対応型）に該当する場合は、国が当初の契約時の信用保証料のうち、0.2パーセントを除く部分を負担する。

（残高方式）

第12 この制度による資金別融資残高の上限は、次のとおりとする。

(1) サポート資金 第8第2項第2号アに該当する場合は8,000万円、同号イに該当する場合は8,000万円、同号ウに該当する場合は1億円、同号エに該当する場合は2億8,000万円、同号オに該当する場合は3,000万円、同号カに該当する場合は8,000万円、同号キに該当する場合は4,000万円

- (2) パワーアップ資金 第9第2項第2号ア(ア)に該当する場合は1,500万円、同号ア(イ)に該当する場合は1億5,000万円、同号イに該当する場合は1億5,000万円、同号エに該当する場合は2億円、同号オに該当する場合は1億5,000万円、同号カに該当する場合は1億5,000万円、同号キに該当する場合は別に定める金額
- (3) 創業等支援資金 3,500万円
- (4) 再生・事業承継支援資金 2億8,000万円

2 前項の場合において過年度に融資した経済環境適応資金の残高は、それぞれの制度の残高とみなす。
(計画の推薦、認定、承認等)

第13 パワーアップ資金（環境・省エネ）のうち、第9第1項第1号カ(イ)及び(ウ)を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書（様式第9）1通を県に提出し、計画内容が適当である旨の認定を受けなければならない。

2 パワーアップ資金（商店街）（第9第1項第1号キ）を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める証明申請書（様式第10）1通を県に提出し、「活性化モデル商店街」に指定されたものである旨の証明を受けなければならない。

3 パワーアップ資金（企業立地・地域未来投資）のうち、第9第1項第1号シ(ア)を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書（様式第14）1通を県に提出し、計画内容が適当である旨の証明を受けなければならない。

4 創業等支援資金のうち、第10第1項第1号オを利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める証明申請書（様式第17）1通を県に提出し、県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である旨の証明を受けなければならない。

5 再生・事業承継支援資金（事業承継）のうち、第11第1項第1号イ（事業承継）(エ)を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める証明申請書（様式第21）1通をあいち事業承継ネットワークの支援機関等に提出し、計画が当該支援機関等の支援を受けて策定されたものである旨の証明を受けたうえで県に提出し、当該支援機関等があいち事業承継ネットワークの支援機関等である旨の証明を受けなければならない。

(申込みの受付期間)

第14 申込みの受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 資金の申込みは常時受け付ける。
- (2) 第8第1項第1号ウ（サポート資金「経済対策特別」）の資金については、令和4年3月31日まで受け付ける。
- (3) 第8第1項第1号キ（経営改善等支援）及び第11第1項第1号ア(イ)（経営改善サポート感染症対応型）の資金については、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで受け付ける。
- (4) 第9第1項第1号ス（パワーアップ資金「設備投資促進枠」）の資金については、令和4年3月31日まで受け付ける。
- (5) 前4号の規定にかかわらず融資枠に達したときは、受付を締め切ることができるものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要がないと認めたときは、受付期限前においても受付を締め切ることができるものとする。

(申込みの受付機関)

第15 申込みの受付機関は、取扱金融機関の県内店舗とする。ただし、第8第1項第1号ア（サポート資金「セーフティネット」）のうち保険法第2条第5項第1号、第2号、第3号、第4号又は第6号に規定する特定中小企業者が融資対象の場合及び第8第1項第1号オ（サポート資金「大規模危機対応」）については、協会においても受け付けできるものとし、第10（創業等支援資金（クラウドファンディング活用促進枠）は除く。）については、協会又は県内各商工会議所・商工会及び愛知県商工会連合会（以下

「商工会議所・商工会等」という。)においても受け付けできるものとする。

(申込み書類)

第16 申込みには、次の書類を要する。

- (1) 信用保証委託申込書(協会所定)
- (2) (サポート資金「セーフティネット」の場合)市町村長の発行する保険法第2条第5項第1号から第8号までの規定による特定中小企業者であることの認定書
- (3) (サポート資金「経営あんしん」の場合)
 - ア 第8第1項第1号イ(ア)(売上減少)に該当する場合においては、これを証明する書類(様式第1)
 - イ 第8第1項第1号イ(イ)(関連倒産防止)に該当する場合においては、これを証明する書類(様式第2)
- (4) (サポート資金「経済対策特別」の場合)第8第1項第1号ウに該当することを証明する書類(様式第5)
- (5) (サポート資金「条件変更改善」の場合)状況説明書、事業計画書(申込人が策定したもの)及び認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)
- (6) (サポート資金「短期」の場合)これを説明する書類(様式第4)
- (7) (サポート資金「大規模危機対応」の場合)市町村長の発行する保険法第2条第6項の規定による特例中小企業者であることの認定書
- (8) (サポート資金「経営改善等支援」の場合)
 - ア 第8第1項第1号キ(ア)に該当する場合においては、市町村長の発行する保険法第2条第5項第4号の規定による特定中小企業者であることの認定書
 - イ 第8第1項第1号キ(イ)に該当する場合においては、市町村長の発行する保険法第2条第5項第5号の規定による特定中小企業者であることの認定書
 - ウ 第8第1項第1号キ(ウ)に該当する場合においては、市町村長の発行する保険法第2条第6項の規定による特例中小企業者であることの認定書
 - エ 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合においては、経営者保証免除対応書
- (9) (パワーアップ資金の場合)
 - ア 第9第1項第1号ア(貿易振興・海外展開)(ア)に該当する場合においては、計画書(様式第6の1)、(イ)に該当する場合においては、事業内容毎に別に定める計画書(様式第6の2、第6の3、第6の4、第6の5、第6の6)
 - イ 第9第1項第1号イ(経営革新計画)に該当する場合においては、中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた申請書及び計画書
 - ウ 第9第1項第1号ウ(経営力強化)に該当する場合においては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業計画書(申込人が策定したもの)及び認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)
 - エ 第9第1項第1号エ(ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)(ア)に該当する場合においては、計画書(様式第7)、同号エ(ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)(イ)に該当する場合においては、県の登録証
 - オ 第9第1項第1号オ(あいち女性輝きカンパニー)に該当する場合においては、県の認証書
 - カ 第9第1項第1号カ(環境・省エネ)(ア)に該当する場合においては、計画書(様式第8)、同号カ(環境・省エネ)(イ)及び(ウ)に該当する場合においては、計画書(様式第9)及び知事の認定通知書
 - キ 第9第1項第1号キ(商店街)に該当する場合においては、県の証明を受けた証明申請書(様式第10)
 - ク 第9第1項第1号ク(観光)に該当する場合においては、計画書(様式第11)
 - ケ 第9第1項第1号ケ(防災)に該当する場合においては、計画書(様式第12)
 - コ 第9第1項第1号コ(健康経営)に該当する場合においては、県の登録証明書

サ 第9第1項第1号サ（補助金つなぎ）に該当する場合には、計画書（様式第13）、補助金の交付決定を受けたことを確認できる書類及び補助金交付申請書

シ 第9第1項第1号シ（企業立地・地域未来投資）(ア)に該当する場合には、県の証明を受けた計画書（様式第14）、同号シ（企業立地・地域未来投資）(イ)に該当する場合には、地域未来投資促進法第13条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた申請書及び計画書並びに承認地域経済牽引事業を実施している旨について県の確認を受けた書類

ス 第9第1項第1号ス（設備投資促進枠）に該当する場合には、計画書（様式第15）

セ 第9第1項第1号セ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合には、別に定める計画書

ソ 第9第1項第1号ソ（金融機関提案型）に該当する場合には、別に定める書類

(10)（創業等支援資金の場合）

別に定める創業資金等が確認できる書類及び創業計画書（様式第16）、認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う場合においては、認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し、（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合には、別に定める計画書、第10第1項第1号オにおいては、県の証明を受けた証明申請書（様式17）。

(11)（再生・事業承継支援資金の場合）

ア 第11第1項第1号ア（再生）に該当する場合には、事業再生計画

イ 第11第1項第1号ア(イ)（経営改善サポート感染症対応型）における経営者保証免除対応を適用する場合においては、経営者保証免除対応書

ウ 第11第1項第1号イ（事業承継）(ア)に該当する場合には、計画書（様式第18）、同号イ（事業承継）(イ)に該当する場合には、計画書（様式第19）

エ 第11第1項第1号イ（事業承継）(ウ)に該当する場合には、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し（認定申請書の写しも含む。）及び認定申請時に知事に提出した添付書類の写し

オ 第11第1項第1号イ（事業承継）(エ)に該当する場合には、同号イ（事業承継）(ア)から(ウ)までに該当する場合において要する書類のうち、該当するもの及びあいち事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けて計画を策定し、計画の実行に取り組むことを証明する証明申請書（様式第20）

（審査決定等）

第17 取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるもののうち、信用保証を必要とするものについては、速やかに関係書類を協会へ送付するものとする。

2 協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に推薦機関に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後速やかに融資を実行するものとする。

4 協会が直接申込みを受けたものに係る実態調査は、協会が行うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要ないと認めたときは、融資の実行を打ち切ることができるものとする。

（推薦機関）

第18 推薦機関は、県内各商工会議所・商工会とする。

2 推薦機関は、申込者から依頼があった場合申込書類の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成のうえ、速やかに関係書類を受付機関に送付するものとする。

（取扱注意）

第19 この制度の略称を、サポート資金のうち、第8第1項第1号ア（セーフティネット）に該当するもののうち、保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に規定する特定中小企業者が融資対象の場合について

ては「環セ80」、同項第1号、第2号、第3号、第4号又は第6号に規定する特定中小企業者が融資対象の場合については「環セ100」、第8第1項第1号イ（経営あんしん）に該当するものについては「環経」、同号ウ（経済対策特別）に該当するものについては「環特」、同号エ（条件変更改善）に該当するものについては「環条」、同号オ（短期）に該当するものについては「環短」、同号カ（大規模危機対応）に該当するものについては「環危」、同号キ（経営改善等支援）に該当するものについては「環伴」、パワーアップ資金のうち、第9第1項第1号ア（貿易振興・海外展開）(ア)に該当するものについては「環企貿」、同号ア（貿易振興・海外展開）(イ)に該当するものについては「環海」、同号イ（経営革新計画）に該当するものについては「環企新」、同号ウ（経営力強化）に該当するものについては「環力」、同号エ（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）に該当するものについては「環企F」、同号オ（あいち女性輝きカンパニー）に該当するものについては「環企女」、同号カ（環境・省エネ）に該当するものについては「環エネ」、同号キ（商店街）に該当するものについては「環魅」、同号ク（観光）に該当するものについては「環光」、同号ケ（防災）に該当するものについては「環防」、同号コ（健康経営）に該当するものについては（環健）、同号サ（補助金つなぎ）に該当するものについては「環補助」、同号シ（企業立地・地域未来投資）(ア)に該当するものについては「環立適」、同号シ（企業立地・地域未来投資）(イ)に該当するものについては「環未来」、同号ス（設備投資促進枠）に該当するものについては「環設」、同号セ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当するものについては「環C」、創業等支援資金については「環創」、創業等支援資金（協調推進枠）については「環創協」、創業等支援資金（クラウドファンディング活用促進枠）については「環創C」、創業等支援資金のうち第10第1項第1号オに該当するものについては「環創S」、「環創協S」、「環創CS」、再生・事業承継支援資金のうち、第11第1項第1号ア(ア)（経営改善サポート通常型）に該当するものについては「環再サ」、第11第1項第1号ア(イ)（経営改善サポート感染症対応型）に該当するものについては「環再コロナ」、同号イ（事業承継）(ア)及び(イ)に該当するものについては「環承」、同号イ（事業承継）(ウ)に該当するものについては「環承経」、同号イ（事業承継）(エ)に該当するものについては「環承N」又は「環承経N」、同号イ（事業承継）(オ)に該当するものについては「環承特」とし、関係機関はこの制度に係る書類には融資の種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。なお、パワーアップ資金のうち、第9第1項第1号ソ（金融機関提案型）に該当する略称については、別に定めるものとする。

2 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

3 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか取扱金融機関所定の方法に従うものとする。

（設備資金と運転資金の併用）

第20 要綱第8、9、10、11の各第2項第2号に規定する金額は、設備資金若しくは運転資金又は設備資金と運転資金との合計額をいうものとする。

2 設備資金と運転資金を同時に必要とするときは、同一の申込書により申込みを行うことができる。

（遵守事項、指示、調査及び報告）

第21 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 県は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議する。また、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、取扱金融機関及び協会に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

（その他）

第22 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

なお、平成12年4月1日付け12中金第92号の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」と

いう。)は廃止する。

- 2 この要綱の制定前に融資申込みしたものについては、なお従前の例による。
- 3 旧要綱第7第1項第1号アからエまでによる融資の残高は、本経済環境適応資金融資制度要綱（以下「本要綱」という。）第7の残高とみなし、旧要綱第7第1項第1号オ及びカによる融資の残高は、本要綱第8の残高とみなす。
- 4 旧要綱第8、第15、第16による融資の残高は、本要綱第9の残高とみなす。
- 5 旧要綱第10第1項第1号ア及びイによる融資の残高は、本要綱第10第1項第1号イの残高とみなし、旧要綱第10第1項第1号ウによる融資の残高は、本要綱第10第1項第1号ウの残高とみなす。
- 6 旧要綱第11による融資の残高は、本要綱第11の残高とみなす。
- 7 旧要綱第12及び第13による融資の残高は、本要綱第12の残高とみなす。
- 8 旧要綱第14による融資の残高は、本要綱第13の残高とみなす。
- 9 旧要綱第17による融資の残高は、本要綱第14の残高とみなす。
- 10 旧要綱第18及び第19による融資の残高は、本要綱第15の残高とみなす。
- 11 旧要綱第20及び第21による融資の残高は、本要綱第16の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年9月20日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月31日から実施し、平成13年10月11日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第12第1項第1号アからウまでによる融資の残高は、改正後の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「本要綱」という。）第16条第1項第1号アからエまでの残高とみなす。
- 4 旧要綱第13による融資の残高は、本要綱第12の残高とみなす。
- 5 旧要綱第14による融資の残高は、本要綱第13の残高とみなす。
- 6 旧要綱第15による融資の残高は、本要綱第14の残高とみなす。
- 7 旧要綱第16第1項第1号アからエまでによる融資の残高は、本要綱第16第1項第1号オからケまでの残高とみなす。
- 8 旧要綱第16第1項第1号オからクまでによる融資の残高は、本要綱第16第1項第1号コからスまでの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年6月17日から実施する。

ただし、第7第2項第3号ただし書きに該当するものについては、平成13年10月11日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 13 日から実施する。
- 2 旧中小企業創造活動促進法第 4 条第 1 項に基づく知事の認定を受けている中小企業者に係る改正前の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第 16 第 1 項第 1 号アの規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、旧中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた計画期間の終期まで受付ける。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 13 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から実施し、保証付のものにあつては、同日以降に協会が保証申込を受付たものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 2 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第 9 による融資の残高は、本要綱第 9 の残高とみなす。
- 3 旧要綱第 14 第 1 項第 1 号アによる融資の残高は、本要綱第 11 第 1 項第 1 号アの残高とみなす。
- 4 旧要綱第 17 第 1 項第 1 号カからケまでによる融資の残高は、本要綱第 16 の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年3月17日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第11第1項第1号アによる融資の残高は、本要綱第9第1項第1号ア(ア)の残高とみなす。
- 3 旧要綱第11第1項第1号イ、ウ、オ及びカによる融資の残高は、本要綱第9第1項第1号ア(イ)からア(キ)までの残高とみなす。
- 4 旧要綱第14第1項第1号イ及びウによる融資の残高は、本要綱第9第1項第1号ア(イ)からア(キ)までの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱第9第1項第1号ア、イ、エ及びオによる融資の残高は、本要綱第9第1項第1号アの残高とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月4日から実施し、同日以降の融資（信用保証付きのものにあっては、保証承諾）のものについて適用する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱第9第1項第1号ア及びイによる融資の残高は、それぞれ、本要綱第9第1項第1号ア、イ及びエからセまでの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から実施する。
- 2 旧中小企業信用保険法第2条第4項に基づく市町村長の認定を受けている中小企業者に係る改正前の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第8第1項第1号ア、同イ(ウ)、第16第1項第2号及び同第3号ウの規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、旧中小企業信用保険法に基づく認定を受けた有効期間の終期まで受付ける。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。
- 2 旧要綱第8第1項第1号ウ(イ)による融資の残高は、本要綱第9第2項第2号イの残高とみなす。
- 3 旧愛知県環境対策資金融資要綱による融資の残高は、本要綱第9第2項第2号イの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあっては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあっては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」という。）第 14 条第 1 項又は第 16 条第 1 項に基づく知事の承認を受けている中小企業者（改正前の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第 9 第 1 項第 1 号タ(i)に規定する中小企業者）に係る規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、企業立地促進法に基づく知事の承認を受けた計画期間の終期まで受付ける。
- 4 旧要綱第 9 第 1 項第 1 号タによる融資の残高は、本要綱第 9 第 1 項第 1 号タの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあっては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 3 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあっては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 18 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 23 日から実施し、改正後の第 2 4 第 2 項第 2 号及び第 1 0 号の規定は、令和 2 年 6 月 23 日保証受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施し、改正後の第 1 4 第 1 項第 5 号の規定は、令和 2 年 12 月 1 日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 25 日から実施し、改正後の第 1 2 第 1 項第 6 号及び第 2 4 第 2 項第 2 号の規定は、令和 3 年 2 月 2 日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 18 日から実施し、改正後の第 2 4 第 2 項第 1 0 号の規定は、令和 3 年 2 月 18 日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。